府令

○内閣府令第七十八号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百六十三条第一項ただし書、第百六十六条第六項第八号及び第百六十七条第五項第八号並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の三の三第五号の規定に基づき、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項に次の一号を加える。

三　前号に掲げる会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社

（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正）

第二条　有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三十条第二項第二号中「前号の」を「前号に掲げる」に改め、同項に次の一号を加える。

三　前号に掲げる会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社

第三十条第四項中「第二項第一号」の下に「若しくは第二号」を加え、「他の会社」を「会社」に改める。

第五十九条第二項第二号中「前号の」を「前号に掲げる」に改め、同項に次の一号を加える。

三　前号に掲げる会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社

第五十九条第四項中「第二項第一号」の下に「若しくは第二号」を加え、「他の会社」を「会社」に改める。

第三条　有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（施行期日）

1　この府令は、平成二十五年一月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

省令

○財務省令第六十六号

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第十条第四項の規定に基づき、債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月十四日

財務大臣　城島　正光

債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令

債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号10中「株式会社社国際協力銀行貸付金債権」を「株式会社国際協力銀行貸付金債権修習資金貸与金債権」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十九号

水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第三十条第一項の規定を実施するため、水産資源保護法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月十四日

農林水産大臣　郡司　彰

水産資源保護法施行規則の一部を改正する省令

水産資源保護法施行規則（昭和二十七年農林省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第九条の前の見出しを削り、同条を第十条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付し、第八条の次に次の一条を加える。

（報告の徴収）

第九条　総トン数二十トン以上の漁船の船長は、農林水産大臣が漁具の流失につき水産資源の保護培養のため必要と認めて報告すべき事項及び方法を告示して定めた場合には、当該定めに従つて報告しなければならない。

附　則

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

○農林水産省令第六十号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項第十六号の規定に基づき、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月十四日

農林水産大臣　郡司　彰

農地法施行規則の一部を改正する省令

農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

○中央選挙管理会告示第三十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百一条の二の二第二項及び第三項の規定に基づき、平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

平成二十四年十二月十四日

中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

参議院名簿届出政党等の名称	当選人の住所	当選人の氏名
みんなの党	東京都調布市小島町三丁目一五番地三四	真山　勇一
みんなの党	神奈川県横浜市緑区三保町一四六七番地八七	藤巻　幸夫
みんなの党	東京都大田区北千束一丁目一五番八号	山田　太郎

○中央選挙管理会告示第三十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百一条の二の二第二項及び第三項の規定に基づき、平成二十二年七月十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

平成二十四年十二月十四日

中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

参議院名簿届出政党等の名称	当選人の住所	当選人の氏名
自由民主党	東京都世田谷区駒沢一丁目二番六号	武見　敬三
民主党	東京都渋谷区代々木一丁目二八番一号中村ビル一階	樽井　良和

第十五条第五号中「包括遺贈」の下に「又は相続人に対する特定遺贈」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○内閣府告示第三百六号

構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十三号）の施行に伴い、構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十四条の規定に基づき、内閣府関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める件（平成二十三年内閣府告示第十二号）の一部を次のように改正したので、告示する。

平成二十四年十二月十四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

第二条及び別表を削り、第一条中「公道における搭乗型移動支援ロボットの使用に関する実験」を「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。